

議案第14号

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市立学校に学校運営協議会を設置するに当たり、同協議会委員の年額報酬及び副市長に相当する額の旅費をそれぞれ定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）			
別表（第1条，第5条関係）			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
災害弔慰金支給審査委員会の部からいじめ問題再調査委員会の部まで		(略)	(略)
社会教育委員		年 55,000	(略)
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）			
別表（第1条，第5条関係）			
職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
災害弔慰金支給審査委員会の部からいじめ問題再調査委員会の部まで		(略)	(略)
社会教育委員		年 55,000	(略)
学校運営協議会委員		<u>年 12,000</u>	<u>〃</u>
青少年問題協議会委員の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。